平成２２年度
南丹市放課後児童健全育成事業
運　営　委　員　会
会議資料

日時：平成２２年６月２９日（火）１４時～
場所：南丹市役所３号庁舎　２階第１会議室

南丹市教育委員会
社会教育課

平成２２年度

南丹市放課後児童健全育成事業運営委員会　次第

平成２２年６月２９日（火）午後２時～
南丹市役所　３号庁舎　２階第１会議室

１．開会

２．あいさつ

３．委員長・副委員長（２名）選出

４．報　告
・平成２１年度事業報告

・平成２２年度現状報告

５．児童クラブ見学
園部たんぽぽ放課後児童クラブ（園部小学校内）

６．閉会　（園部小学校で解散）

平成２２年度 南丹市放課後児童健全育成事業運営委員名簿

任期　平成２２年４月１日～
平成２３年３月３１日
（敬称略/順不同）

委員氏名	所属等
小畑　弘	南丹市社会教育委員
山下　秋則	南丹市議会（総務常任委員）
坂本　二三恵	南丹市民生児童委員協議会
上田　進	園部こすもす放課後児童クラブ 保護者
井尻　浩嗣	殿田放課後児童クラブ保護者
出野　光和	胡麻郷小学校長
湯浅　吉則	園部第二小学校長
平井　茂	八木小学校長
中川　貞子	宮島小学校長
高橋　伸夫	南丹市役所子育て支援課

南丹市放課後児童健全育成事業運営委員会規約

（目的）

第１条　この会は、放課後児童クラブ事業の円滑な運営を図るため、児童クラブの運営について審議することを目的とする。

（組織）

第２条　運営委員会の委員は、議会、学校、保護者、主任児童委員、社会教育委員等の代表概ね１５名以内で組織し、教育長が委嘱する。また必要に応じて指導員の出席を求めることができる。

２　委員の任期は一年とし、再任は妨げない。

（役員）

第３条　運営委員会に次の役員を置く。補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（１）委員長　　１名

（２）副委員長　２名

２　役員は、委員の互選により定める。

３　委員長は、会務を総括し、運営委員会を代表する。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第４条　運営委員会は委員長が招集し、委員長は会議の議長となる。

２　運営委員会は、委員総数の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

（その他）

第５条　この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附　則

本規約は、平成２０年５月１日より施行する。

放課後児童クラブとは

保護者が共働きであるなどの理由で、放課後の保育に欠ける児童のために設置された施設。一般に「学童」といわれているが、呼び名は地域によって様々で、南丹市では「放課後児童クラブ」という。親の子育てと就労の両立を図るとともに、子どもたちの安全で生き生きとした放課後の生活を作り出すことを目的とする。

６０年ほど前に「安心して働き続けたい」という働く親たちの切実な願いから大阪で開始されたのが始まり。今日では働く女性や核家族が増加する中で様々な形態で全国に増え続け、１万８，４７５ヶ所（2009.5）で開設され、入部児童数は８０万人を超える。

法律上の裏づけは長年なかったが、社会的な理解が進む中で１９９８年４月から「放課後児童健全育成事業」という名称で※１．児童福祉法に位置づけられ（1997 年児童福祉法改正）、また第２種社会福祉事業と位置づけられた。

※１．児童福祉法
第６条の２第２項
「放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学しているおおむね１０歳未満の児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、政令で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。」
◎現在の法制上の内容は、学校や幼稚園・保育所やその他の児童福祉施設のような、施設や職員などの基準は明確ではない。また事業は市町村の努力義務と位置づけられている。

《南丹市放課後児童クラブ入部申込者数推移》

クラブ名／申込人数	18年度	19年度	20年度	21年度	22／6月
園部たんぽぽ	37	38	50	60	62
園部こすもす	46	48	47	35	38
八木	16	18	17	17	8
胡麻	26	19	26	28	32
殿田	17	19	18	27	17
美山	19	19	17	18	17
合　　計	161	161	175	185	174

放課後児童クラブの生活

南丹市で開設している６クラブの平日の開始時間は、児童の下校時刻が学校、学年によって、また日によって変わることから、クラブによって異なる。（午後２時３０分頃から４時頃までと差がある）子どもたちが通っているそれぞれの学校に下校時刻を確認し、指導員は、授業終了時刻に合わせて出勤をする。（午後２時頃出勤）

子どもたちは学校を終えると、１年生から順次「ただいま」と言って児童クラブに帰ってくる。帰ってくると宿題をしたり、自由遊びや集団遊びをする。集団活動や自由活動では体育館やグランドで、野球、ドッジボール、キックベースボールなどを楽しんだり、室内ではオセロや将棋、けん玉、折り紙や紙粘土を使った創作活動など様々な活動を行っている。また、どのクラブでも「おやつの時間」を設けており、揃っておやつをいただく。おやつが終わるとふたたび遊びや活動を始め、帰りの時間になると、掃除や片付けをして保護者の迎えを待つ。

春・夏・冬休みなどの学校の長期休業日や、土曜日および学校の振替休日などは朝からの１日保育となる。給食がない短縮授業の時は、児童クラブでお昼（お弁当）を食べてから活動をする。

■　１日のプログラム例

時間	一日開所の日 （夏期休暇など）	学校開設の日 （月～金）
８：００	順次出席	
９：００	出席者、連絡帳の確認 朝の学習（宿題） ひとやすみ	
１０：００	集団活動または遊び （みんな遊び・制作など）	
１１：００	休憩	
１２：００	ひるごはん （お弁当を食べます）	
１３：００	プール （クラブによっては、午前中）	

１４:００		順次出席 （連絡ノートを出し、持ち物を整理） 宿題
１５:００	休憩、片付け、おやつ	
	集団活動または遊び	遊び （グランドや体育館）
１６:００		おやつ
１７：００		順次帰宅
	順次帰宅	（帰る準備）
１８：００	最終帰宅	最終帰宅

放課後児童指導員の役割

南丹市では、安全面への配慮や事業の円滑な運営のために原則２名以上の複数体制とし、必要に応じて加配を配置している。

（１）指導員は以下について留意のうえ、（２）に掲げる活動を行う。

①子どもの人権の尊重と子どもの個人差への配慮
②体罰等、子どもに身体的・精神的苦痛を与える行為の禁止
③保護者との対応・信頼関係の構築
④個人情報の慎重な取扱いとプライバシーの保護
⑤放課後児童指導員としての資質の向上
⑥事業の公共性の維持

（２）放課後児童指導員は、次に掲げる活動を行うこと。

①子どもの健康管理、出席・退席確認をはじめとした安全確保、情緒の安定を図ること。
②遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培うこと。
③基本的生活習慣についての援助、自立に向けた手助けを行うとともに、その力を身につけさせること。
④活動状況について家庭との連絡、情報交換を行うこと。

◎放課後児童指導員の職務に対応した公的な資格制度はない。厚生労働省の『放課後児童クラブガイドライン』には、※「児童福祉施設最低基準第 38 条に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましい。」とされている。

※「児童福祉施設最低基準」

（職員）

第三十八条　児童厚生施設には、児童の遊びを指導する者を置かなければならない。

２　児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一　地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者

二　保育士の資格を有する者

三　学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの

四　学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者

五　次のいずれかに該当する者であつて、児童厚生施設の設置者（地方公共団体以外の者が設置する児童厚生施設にあつては、都道府県知事（指定都市にあつては、市長とし、児童相談所設置市にあつては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。））が適当と認めたもの

イ　学校教育法の規定による大学において、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

ロ　学校教育法の規定による大学において、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者

ハ　学校教育法の規定による大学院において、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

ニ　外国の大学において、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

平成２１年度南丹市放課後児童クラブ事業報告

①事業概要

共働き・一人親家庭など昼間親が仕事などで家庭にいない小学３年生までの児童に、放課後や学校休業日（夏休みなど）に、家庭に代わる生活の場を提供し、その健全育成を図る。

②対象児童

南丹市内の小学校１年生から３年生に在学する児童を原則とし、その他健全育成上指導を要する次の各号のいずれかに該当する児童。ただし、病気等により、集団での生活及び育成が不可能又は著しく困難である児童を除く。

（１）保護者の就労のために家庭において保護を受けられない児童

（２）保護者の疾病、出産その他やむを得ない事情により家庭において保護をうけられない児童

（３）南丹市内小学校に就学している障害のある児童で集団での生活及び育成ができる児童

（４）前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める児童

③開設数・場所

６ヶ所（園部２ヶ所・八木１ヶ所・日吉２ヶ所・美山１ヶ所）

名　称	開設場所		定　員
園部たんぽぽ	園部小学校内２階／体育館２階	学校の余裕教室	３５名
園部こすもす	園部第二小学校内３階	学校の余裕教室	３５名
八　木	八木東教育集会所２階	公的施設利用	２５名
胡　麻	胡麻こども館	公的施設利用	２５名
殿　田	殿田小学校内専用教室	学校内専用施設	２５名
美　山	宮島小学校内１階	学校の余裕教室	２５名

※住所のある管内の開設場所に入部

④開設日数

年間２４１日（※台風の為学校が休校となり内１日休み）

⑤開設日・時間

月曜日～金曜日の放課後　　授業終了時～午後６時

学校長期休業日（夏休みなど）　午前８時～午後６時

学校の振替休校日　　午前８時～午後６時

⑥開設しない日

祝日・土曜日及び日曜日、年末年始（１２月２９日～１月４日）

８月１３日～８月１６日、気象警報発表時等により開設が困難である場合

⑦入部児童数（申込者数は延べ人数）

ａ．クラブ別・期間別入部児童数

クラブ名	申込	期間別申込み人数							
		春休	1学期	夏休み		2学期	冬休	3学期	春休
				7月	8月				
たんぽぽ	60	35	50	52	46	43	36	42	41
こすもす	35	17	30	29	26	27	25	25	24
八　木	17	13	13	11	14	9	10	8	9
胡　麻	28	20	22	25	25	22	24	24	25
殿　田	27	19	20	25	23	17	18	20	21
美　山	18	11	9	15	18	9	8	9	12
合　計	**185**	**115**	**144**	**157**	**152**	**127**	**121**	**128**	**132**

※待機児童なし

ｂ．学年別入部児童数

１年生　６９人

２年生　７３人

３年生　４１人

４年生　　２人（＊長期休暇時のみ）

⑧途中退部者数

３４人

（退部理由）

・申請時と状況が変わった為（母親が退職した等）　１９人

・留守番ができるようになった為　１２人

・他の施設に移る為　１人

・安心して預けられない為　２人

⑨指導員登録数

３４人（夏休みのみ勤務を除く）

クラブ名	たんぽぽ	こすもす	八　木	胡　麻	殿　田	美　山
登録人数	８人	６人	５人	６人	４人	５人
配置数	５人	３人	２人	３人	３人	２人

⑩指導員研修会

第１回　（６クラブ３２名参加）

月　日　平成２１年６月１８日　午前９時～１２時

会　場　南丹市役所　２号庁舎　３階　３０１会議室

内　容　・夏休みの運営について（事故・ケガ発生時の対応）

・『応急手当について』　講師：小林　美登里 指導員（元 養護教諭）

・平成２２年度からの開設について（土曜日開設について）

・『子どもたちと遊ぶ工作』

講師：学童保育指導員専門性研究会　東森　茂美　氏

第２回　（６クラブ　３５名参加）

月　日　平成２１年９月２９日　午前９時～１２時

会　場　日吉町生涯学習センター　２階 会議室

内　容　・平成２２年度募集について

・事故やケガの防止と対応について

・『救急講習会』　講師：園部消防署 日吉出張所

◎応急処置の方法（骨折・火傷・熱中症・喉に物を詰まらせた場合）

◎ＡＥＤ講習

⑪南丹市放課後児童健全育成事業運営委員会（運営委員１０名）

第１回

月　日　平成２１年６月２６日　午後１時３０分より

会　場　南丹市役所　３号庁舎　２階 第１会議室

内　容　・事業概要及び現状報告

・平成２２年度からの開設について協議

・園部たんぽぽ放課後児童クラブ（園部小学校内）見学

第２回

月　日　平成２１年１０月１日　午後３時３０分より

会　場　南丹市役所美山支所　１階 会議室

内　容　・平成２２年度募集について（土曜日開設について）

・児童クラブにおける事故等報告／問題点と改善策

「事故やケガの防止と対応」

・美山放課後児童クラブ（宮島小学校内）見学

⑫保護者説明会

〇入部希望者説明会

〇入部決定者説明会

〇夏休み前保護者説明会（懇談会）

⑬児童クラブにおける事故・ケガ件数（病院へかかった件数）

・指導員１件

・児童　４件

⑭保護者負担金について　（南丹市放課後児童健全育成事業に関する条例第３条）

＊保護者（父母）の所得に応じて下表に定める額を負担していただく。

階層	算定の基準	負担金月額 （８月を除く月）	負担金月額 （８月のみ）
A	生活保護世帯、母子・父子世帯の市民税非課税世帯	０円	０円
B	市民税非課税世帯、市民税均等割のみ課税世帯	１，０００円	２，０００円
C	市民税課税世帯	１，５００円	３，５００円
D	所得税の額が 35,000 円未満の世帯	３，０００円	７，５００円
E	所得税の額が 35,000 円以上 65,000 円未満の世帯	４，０００円	１０，０００円
F	所得税の額が 65,000 円以上の世帯	５，５００円	１３，０００円

（１） 母子・父子世帯に属する児童が入部している場合の負担金は、当該負担金から２分の１を減額する。

（２） 兄弟姉妹が同時に児童クラブを利用する世帯については、２人目以降について当該負担金から２分の１を減額する。

⑮　平成２１年度決算報告

（歳入）

項目	収入額	説　明
府補助金	５，１５６，０００	「のびのび育つ」こども応援事業費補助金
保護者負担金	６，５９５，４５０	
市一般会計	２２，２７４，０３６	
合　　計	３４，０２５，４８６	

（歳出）

地　区	支出額	（内　賃金）
園　部	１３，６５２，０６９	１２，５５１，８００
八　木	４，７４３，６３８	４，２７９，０１０
日　吉	１１，６７４，１１９	１０，３６６，８００
美　山	３，９５５，６６０	３，１３８，４４０
合　計	３４，０２５，４８６	３０，３３６，０５０

平成２２年度南丹市放課後児童クラブ開設状況

■平成２２年度事業計画

日　　時	内　　容	備　　考
６月２３日（水）９時～１２時	第１回合同指導員研修会	
６月２９日（火）１４時～１６時	第１回運営委員会（公開）	園部たんぽぽ見学
７月上旬～中旬	夏休み前保護者説明会	各地区で開催
９月下旬（予定）	第２回合同指導員研修会	
１０月中旬	次年度募集広報	
１１月中旬	次年度入部保護者説明会	各地区で開催
１２月中旬	次年度募集開始	各地区受付
１月下旬	次年度入部決定送付	
２月（予定）	第２回運営委員会（公開）	八木せきれい見学（予定）
３月上旬	次年度入部決定者説明会	各地区で開催

①開設日数

年間２９０日（内 土曜日５０日）

＊平成２２年度から毎週土曜日を開設

②開設日・時間

月曜日～金曜日の放課後	授業終了時～午後６時
土曜日	午前８時～午後６時
学校長期休業日（夏休みなど）	午前８時～午後６時
学校の振替休校日	午前８時～午後６時

③開設しない日

祝日・日曜日、年末年始（１２月２９日～１月４日）

８月１３日～８月１６日、気象警報発表時等により開設が困難である場合

④入部児童数（申込者数は延べ人数）

ａ．クラブ別・期間別入部児童数　（6／16 現在）

クラブ名	申込	期間別申込み人数							
		春休	1学期	夏休み		2 学期	冬休	3 学期	春休
				7月	8月				
たんぽぽ	62	46	56	56	56	57	46	56	49
こすもす	38	24	32	35	35	32	26	32	33
八　木	8	7	6	7	8	6	5	6	7
胡　麻	32	28	31	32	32	31	30	31	31
殿　田	17	13	15	14	14	13	11	14	14
美　山	17	11	7	16	17	7	6	7	11
合　計	**174**	**129**	**147**	**160**	**162**	**146**	**124**	**146**	**145**

※待機児童なし

ｂ．学年別入部児童数

１年生　５８人

２年生　５７人

３年生　５６人

４年生　　３人（＊長期休暇時のみ）

⑤指導員登録数

３７人（夏休みのみ勤務を除く）

クラブ名	たんぽぽ	こすもす	八　木	胡　麻	殿　田	美　山
登録人数	１０人	６人	５人	６人	５人	５人
１日当たり配置人数	６人	３人	２人	３人	３人	２人
※１．有資格者	８人	４人	５人	３人	５人	０人
※２．児童福祉施設最低基準第 38 条第 3 項に該当	１人	２人	０人	３人	０人	３人
※３．その他児童福祉施設最低基準に該当	１人	０人	０人	０人	０人	０人

※１．保育士、幼稚園教諭、小・中学校教諭免許

※２．学校教育法の規定による高等学校等を卒業した者であって、２年以上児童福祉事業に従事したもの

※３．上記１、２以外で、児童福祉施設最低基準に該当するもの（心理学を専攻した者等）

⑥土曜日の申込者数と開設状況

クラブ名	申込者	4/3	4/10	4/17	4/24	5/1	5/8	5/15	5/22	5/29	6/5	6/12
たんぽぽ	13	0	2	3	4	3	5	2	2	3	1	1
こすもす	5	0	2	0	2	0	0	2	0	0	0	2
八　木	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
胡　麻	7	1	1	0	1	0	1	1	1	1	1	1
殿　田	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
美　山	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合　計	**31**	**1**	**5**	**3**	**7**	**3**	**6**	**5**	**3**	**4**	**2**	**4**

【開設場所】

園部地区　園部たんぽぽ放課後児童クラブ

八木地区　八木放課後児童クラブ

日吉地区　胡麻放課後児童クラブ

美山地区　美山放課後児童クラブ

⑦　平成２２年度予算

（歳入）

項目	収入額	説　明
府補助金	９，０１２，０００	「のびのび育つ」こども応援事業費補助金
保護者負担金	６，０２０，０００	
市一般会計	３０，１１２，０００	
合　　計	４５，１４４，０００	

（歳出）

地　区	支出額	（内　賃金）
園　部	２０，６７１，０００	１９，１９５，０００
八　木	５，３０５，０００	４，９５１，０００
日　吉	１４，６９０，０００	１３，４８８，０００
美　山	４，４７８，０００	３，５１１，０００
合　計	４５，１４４，０００	４１，１４５，０００